

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マ-ク)すること。

[ 1 ] 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法(第4条及び第110条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 A を受けなければならない。ただし、 B 無線局で総務省令で定めるもの等電波法第4条(無線局の開設)ただし書に定めるものについては、この限りでない。

による A がないのに無線局を開設した者は、 C に処する。

A	B	C
1 総務大臣の免許	発射する電波が著しく微弱な	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 総務大臣の免許	小規模な	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
3 総務大臣の登録	発射する電波が著しく微弱な	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
4 総務大臣の登録	小規模な	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

[ 2 ] 次の記述は、無線局の免許内容の変更等の許可について述べたものである。電波法(第17条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は B ときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

A	B
1 通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする
2 通信の相手方、通信事項	電波の型式及び周波数を変更しようとする
3 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする
4 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	電波の型式及び周波数を変更しようとする

[ 3 ] 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法(第36条の2)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により A することのできるものでなければならない。

人工衛星局は、その B を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

A	B
1 空中線電力を直ちに変更	発射する電波の周波数
2 空中線電力を直ちに変更	無線設備の設置場所
3 電波の発射を直ちに停止	発射する電波の周波数
4 電波の発射を直ちに停止	無線設備の設置場所

[ 4 ] 次の記述は、「スプリアス発射」の定義について述べたものである。電波法施行規則(第2条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「スプリアス発射」とは、 A 外における一又は二以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、 B 及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。

A	B
1 必要周波数帯	寄生発射
2 必要周波数帯	低調波発射、寄生発射
3 送信周波数帯	寄生発射
4 送信周波数帯	低調波発射、寄生発射

[ 5 ] 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第 21 条の 3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（ A をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第 2 号の 3 の 2 に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- ( 1 )  B 以下の無線局の無線設備
  - ( 2 ) 移動する無線局の無線設備
  - ( 3 ) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
  - ( 4 ) ( 1 ) から ( 3 ) までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B
1 電界強度及び磁界強度	平均電力が 50 ミリワット
2 電界強度及び磁界強度	平均電力が 20 ミリワット
3 電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が 20 ミリワット
4 電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が 50 ミリワット

[ 6 ] 次の記述は、主任無線従事者の非適格事由について述べたものである。電波法（第 39 条）及び電波法施行規則（第 34 条の 3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

主任無線従事者は、電波法第 40 条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 電波法第 9 章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者に該当すること。
- ( 2 ) 電波法第 79 条（無線従事者の免許の取消し等）第 1 項第 1 号の規定により  A され、その処分の期間が終了した日から 3 箇月を経過していない者であること。
- ( 3 ) 主任無線従事者として選任される日以前 5 年間に於いて無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が  B に満たない者であること。

A	B
1 業務に従事することを停止	3 箇月
2 業務に従事することを停止	2 箇月
3 業務に従事することを制限	3 箇月
4 業務に従事することを制限	2 箇月

[ 7 ] 次の記述は、擬似空中線回路の使用等について述べたものである。電波法（第 57 条及び第 58 条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

- ( 1 )  A を行うために運用するとき。
  - ( 2 )  B を運用するとき。
- B 及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を  C 。

A	B	C
1 至近距離にある無線局と通信	実用化試験局	使用してはならない
2 至近距離にある無線局と通信	実験等無線局	使用することができる
3 無線設備の機器の試験又は調整	実用化試験局	使用することができる
4 無線設備の機器の試験又は調整	実験等無線局	使用してはならない

[ 8 ] 次の記述は、一般通信方法における無線通信の原則について述べたものである。無線局運用規則（第 10 条）の規定に照らし、誤っているものを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後一括して訂正しなければならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

[ 9 ] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、無線局の発射する  A が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して  B 電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、 の命令を受けた無線局からその発射する  A が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

総務大臣は、 の規定により発射する  A が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに  C しなければならない。

- | A       | B            | C                               |
|---------|--------------|---------------------------------|
| 1 電波の強度 | 3箇月以内の期間を定めて | <input type="checkbox"/> の停止を解除 |
| 2 電波の強度 | 臨時に          | その旨を通知                          |
| 3 電波の質  | 3箇月以内の期間を定めて | その旨を通知                          |
| 4 電波の質  | 臨時に          | <input type="checkbox"/> の停止を解除 |

[ 10 ] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他  A 場合においては、人命の救助、災害の救援、 B の確保又は秩序の維持のために必要な通信を  C に行わせることができる。

総務大臣が  の規定により  C に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

- | A                        | B     | C       |
|--------------------------|-------|---------|
| 1 非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある | 電力の供給 | 電気通信事業者 |
| 2 非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある | 交通通信  | 無線局     |
| 3 非常の事態の発生に備える必要がある      | 電力の供給 | 無線局     |
| 4 非常の事態の発生に備える必要がある      | 交通通信  | 電気通信事業者 |

[ 11 ] 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の操作の範囲の制限
- 2 6箇月間の無線通信の業務に従事停止
- 3 無線従事者の解任
- 4 無線従事者の免許の取消し

[ 12 ] 次に掲げるもののうち、使用を終わった無線業務日誌の保存期間として正しいものはどれか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 次の定期検査（電波法第73条第1項の検査）の日まで
- 2 使用を終わった日から2年間
- 3 使用を終わった日から1年間
- 4 無線局の免許がその効力を失う日まで